

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

鳴門市長 泉 理彦

市町村名 (市町村コード)	鳴門市 (362026)	
地域名 (地域内農業集落名)	堀江地区 (小森、姫田、大谷、池谷、高畑、松村、牛屋島、東馬詰、古田、 中馬詰、西馬詰、市場東、西市場)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月28日 (第3回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・平坦地が多く、れんこん・水稻を主に栽培しているほか、梨を主とした果樹の栽培も盛んである。大谷木屋ヶ谷地区は市営放牧場として利用されていた経緯があり、現在も採草放牧地として存在している。

・低平地が多いことから、排水対策をはじめ、農道整備や圃場整備など農地利用の効率化を図る必要がある。

・販売農家数の減少、農業従事者の高齢化により担い手の不足が喫緊の課題であり、どのように担い手を育成・確保していくか検討していく必要がある。

・農地を借りることで経営面積を広げていきたいという意向はあるが、周りの目もあり自分から借入の意思を示すことが難しい。

【地域の基礎的データ】

認定農業者 53 件 認定新規就農者 2 件

(2) 地域における農業の将来の在り方

・れんこん、梨などの市の特産物を中心に生産から販売までの総合的な戦略を展開するとともに「鳴門市コウノトリブランド認証制度」を活用したブランド化を進めていき、地域農業の振興を図る。

・認定農業者制度や認定新規就農者制度の活用により、市内外からの担い手の育成・確保を進めていく。

・農業委員会や農地中間管理機構と協働し、優良農地の担い手への集約・集積を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	447.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	447.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・耕作状況等を鑑みながら農業振興地域を基本区域とし、農地利用を積極的に進めていく。 ・粗放的管理など耕作の対象とならないエリアについては、地域の農業者との話し合いにより定めていく。 ・以下の農地における農地転用について協議の場(令和7年7月28日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。 鳴門市大麻町市場字東畑63-1 合計面積：684㎡

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・地域農業を担う者(認定農業者等)を中心に集積・集約化を推進していく。 ・農業委員・農地利用最適化推進委員の協力により、農地を必要としている新規就農者へのマッチングを進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸借について所有者の意向把握に努め、貸付の意思がある農地について積極的に農地中間管理機構を利用し、集約・集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・農業基盤設備の維持管理の省力化及び、農業用水の水質保全・向上を図るため、国・県等の補助事業を活用した基盤整備事業を推進する。 ・効率的な農地利用を促進するため、各JAや農業委員会と協力して基盤整備事業に関する地域の合意形成を図れるよう努める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、各JAや関係団体と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・情報収集を行いながら、省力化・効率化が計れる場合は委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①主としてサルやイノシシなどの害獣対策として鳴門市鳥獣被害防止計画に基づき、鳴門市有害鳥獣駆除対策協議会に委託し捕獲と被害防止対策を行う。				
⑩特定外来生物ナガエソルノゲイトウについて、防除と市の農産物ブランド維持、出水時の排水路としての機能保持に向けた市民や関係機関等による地域ぐるみの対策を積極的かつ継続的に推進する。				